

役員の報酬並びに役員及び評議員の費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人中部圏地域創造ファンド（以下、「この法人」という。）の定款第31条の規定に基づき、この法人の役員（第2条第1号で定義される。）及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)役員とは、理事及び監事をいう。

(2)常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。

(3)常勤の監事とは、監事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤でない監事とは、それ以外の監事をいう。

(4)報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。

(5)費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり800万円を超えない範囲で、理事会において定める。理事長は、理事会において定めた常勤の理事の報酬等の額を、定時評議員会に報告するものとする。

2 常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり800万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤の監事は、本項又は次項の規定により定められた監事の報酬等の額を、定時評議員会に報告するものとする。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 この法人は、役員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額（ただし、計算の結果、1,000円未満の金額が生ずる場合は、これを切り捨てる。）を毎月15日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(費用)

第6条 役員及び評議員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(細則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2019年6月 日から施行する。（2019年6月 日評議員会決議）